

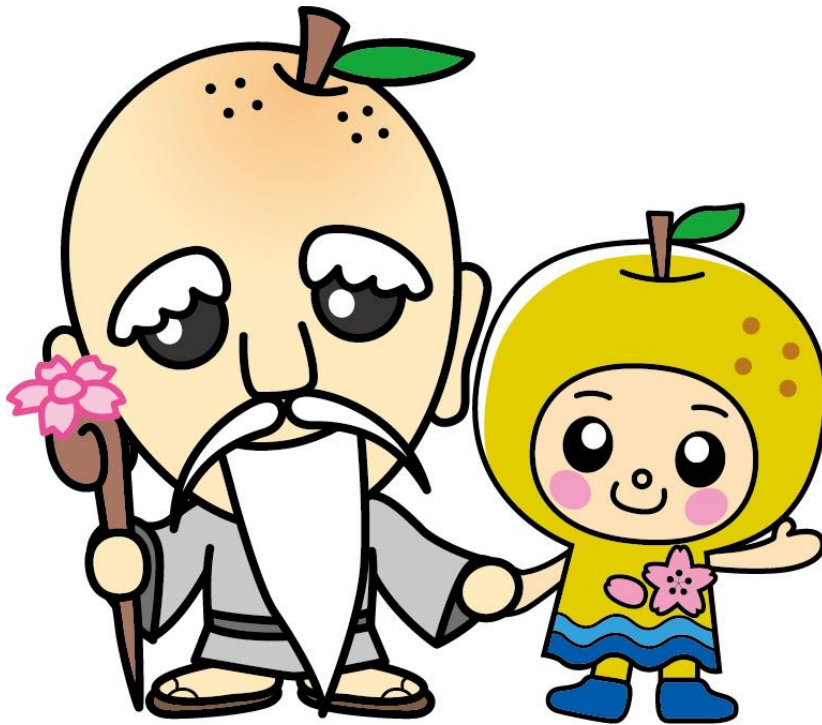
# 神川町環境基本計画

(含 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・気候変動適応計画)

## <概要版>

かけがえのない豊かな自然を **みらい**につなぎ

**か**がやく笑顔でいきいき暮らす **わ**たたちの持続可能なまち



令和8年3月



神川町

# 1. 計画の基本的事項 (P1～)

## 計画の位置づけ

「神川町環境基本計画」(以下、本計画という)は、神川町環境基本条例第9条に基づき定められた、町の環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進する上で基本的な計画です。あわせて、町の最上位計画である「神川町総合計画」の環境分野におけるまちづくりの基本理念を実現していくための計画としての役割を担います。

さらに、本計画には、昨今の地球温暖化の影響を鑑み、町全域における温室効果ガスの排出削減を目的に策定する計画である「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と、気候変動の影響を見据えた被害の回避や軽減を図ることを目的に策定する計画である「気候変動適応計画」を内包しています。また、本町では、本計画とは別に、町自らの事務・事業における温室効果ガス排出削減を目的として、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」も策定・実施しています。

本計画では、町の最上位計画である「神川町総合計画」や「神川町公共施設等総合管理計画」などの関連計画と整合を図るとともに、国や県が定める地球温暖化対策実行計画等とも連携し、地域特性を踏まえた施策を展開することで、脱炭素と持続可能な町づくりを進めていきます。

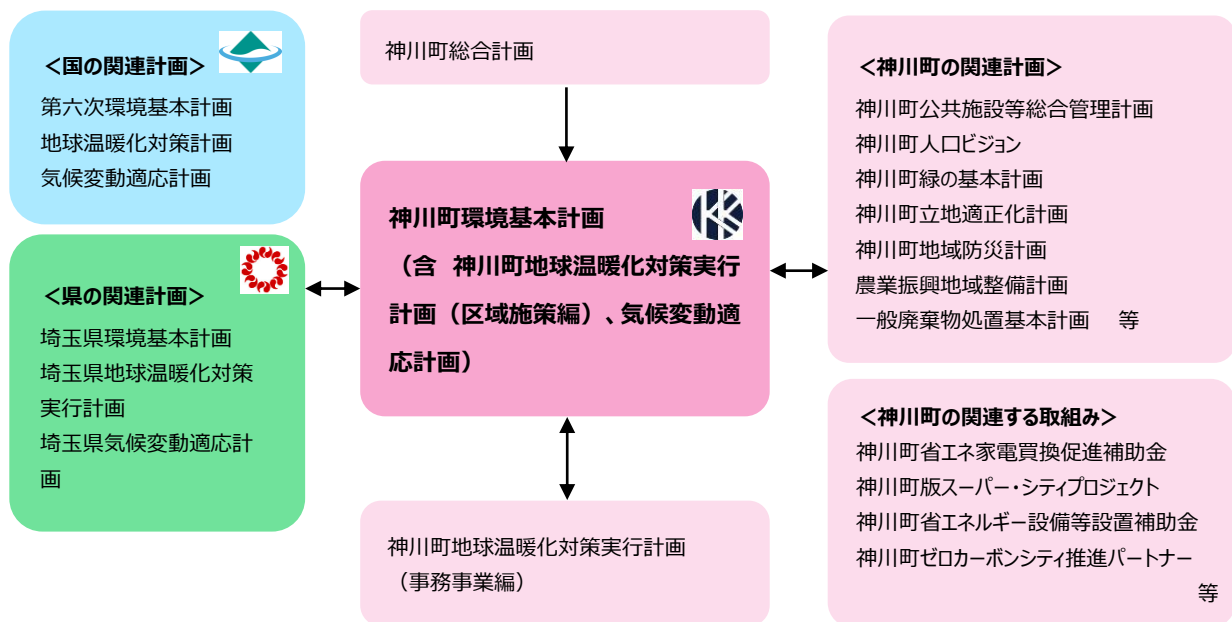


図 1 神川町における環境基本計画の位置づけ

## 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とし、今後の生活環境を取り巻く社会情勢の変化や、町民の意識の変化など、必要に応じて適宜見直しを図ります。なお、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、国や県の目標設定に合わせて平成25年度(2013年度)を基準年度とします。

## 2. 計画全体の目標 (P21～)

### 目指すべき将来像

本町がこれまで策定してきた各種計画に共通する、環境における基本施策として、「町民の快適環境と地球環境の保全を両立した循環型社会の構築」と「町民が町づくりに主体的に参画するために学習や交流の機会を提供する」ことが挙げられます。また、本町では、「2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ」の実現を目指しています。こうした目標の達成に向けて、関連する各種計画との整合性を図りながら、本計画における将来像を「かけがえのない豊かな自然を 未来につなぎ かがやく笑顔でいきいき暮らす わたしたちの持続可能なまち」とし、その重要な要素として「住みやすい環境整備と資源循環」及び「環境保全と地域共生」を掲げます。

表 1 目指すべき将来像に込められた想い

目指すべき将来像	込められた想い
かけがえのない豊かな自然を	豊かな自然や地域の動植物は当たり前存在ではなく、受け継がれてきた恵みであることを町民が理解し、身近な環境を大切に思う様子を表現しています。
未来につなぎ	町民が一体となって地域の貴重な資源を守り育て、今と変わらぬ美しい自然を未来世代へ受け継いでいる状態を表現しています。
かがやく笑顔でいきいき暮らす	年齢に関わらず、誰もが安心していきいきと笑顔で暮らしている様子を表現しています。
わたしたちの持続可能なまち	環境・経済・社会の調和を土台に、温暖化対策と防災力の強化を図りながら、地域産業の発展と生活の質の向上を両立させ、循環型の町を築きます。さらに、町民が積極的に町づくりに参画し、協働によって進化し続ける町の状態を表現しています。

#### (ア) 住みやすい環境整備と資源循環

町民の暮らしや行動が、脱炭素や資源循環に貢献しながら、町民が持続的かつ快適に過ごすことができる町の形成を目指します。

＜将来像が実現した町のイメージ＞

町民主体の地域づくり	建築物のZEB・ZEH化
豊かで安心な住環境の整備	資源循環の促進
次世代モビリティの利用	地域活性化

#### (イ) 環境保全と地域共生

町民が自然と調和しながら安心して暮らすことができる地域を存続するために、行政・事業者・町民が協働し、環境保全や地域活性化に資する活動機会の充実を図ります。

＜将来像が実現した町のイメージ＞

環境教育と住民協働	自然資源の最大限の活用
みどりの保全	工業団地へ環境技術を導入

図 2 本計画の将来像における重要な要素

### 3. 基本目標に係る具体的施策（P26～）

将来像として掲げる「**かけがえのない豊かな自然を** **みらいにつなぎ** **かがやく笑顔でいきいき暮らす** **わたしたちの持続可能なまち**」の実現に向けて、令和 32 年度（2050 年度）を見据えつつ、令和 17 年度（2035 年度）の目標を達成するため、以下に取り組んでいきます。

将来像		<b>かけがえのない豊かな自然を</b> <b>かがやく笑顔でいきいき暮らす</b>		<b>みらいにつなぎ</b> <b>わたしたちの持続可能なまち</b>	
要素	基本目標	施策項目	関連	重要施策	
住みやすい環境整備と資源循環	1 再エネ・省エネの推進	①エネルギーの再エネ化・省エネ化 ②再エネの地産地消や環境配慮行動を評価・還元する経済の仕組みの検討 ③災害時のエネルギー・物資輸送網の確保		1-① 再エネ・省エネ導入推進事業 1-② 防災力強化事業	
	2 生活・自然環境の整備	①交通体系の整備と環境負荷の少ない移動の促進 ②騒音・振動対策の推進、悪臭発生・大気汚染の防止 ③森林資源の保全活動の推進 ④水質保全と環境に配慮した水域整備の推進 ⑤自然と動物に配慮した暮らしの推進 ⑥地域の景観資源に配慮したまちづくり		2-① 交通インフラ整備事業 2-② 生活・自然配慮事業	
環境保全と地域共生	3 循環型社会の形成	①不法投棄対策・処理困難物の適正処理の徹底 ②資源循環の推進		3 資源循環促進事業	
	4 気候変動の対策	①高温・豪雨・干ばつに対する耐性が高い農業の推進 ②熱中症対策の推進		4 気候変動対策事業	
	5 環境教育の推進	①学校や町有施設での環境教育の機会の増加 ②行動変容を目的とするエコツアーや森林再生プロジェクト等の町民参加型イベントの開催 ③環境情報の収集・公開・共有の推進		5 環境教育推進事業	

図 3 施策の全体像

## 基本目標 1 : 再エネ・省エネの推進

再エネの導入は、太陽光や風力といった地域資源を生かし、エネルギー自給や災害時の電力確保に寄与します。さらに、省エネの取組みは家庭や事業所の経費削減に直結し、同時に温室効果ガス排出量を抑える効果もあります。再エネと省エネを両立させることは、持続可能な社会に向けた現実的な道筋であり、安定した暮らしを守る基盤となります。

	①エネルギーの再エネ化・省エネ化	②再エネの地産地消や環境配慮行動を評価・還元する経済の仕組みの検討	③災害時のエネルギー・物資輸送網の確保
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 老朽化が進んでいる町有施設の整備とあわせて ZEB 化や、高効率設備、太陽光発電設備、電気自動車充電設備の設置の推進</li> <li>• エネルギー使用量等の把握による温室効果ガス排出量の削減</li> <li>• 職場における省エネ推進体制の整備、行動の実践</li> <li>• 自然エネルギーの利用、夜間電力の効率的な使用</li> <li>• 庁舎等における電気や燃料の削減、グリーン購入等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町民が地域の再エネを選択しやすい環境の整備、環境配慮行動を評価・還元する仕組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町有施設への太陽光発電設備や蓄電池の整備による災害時の非常用電源の確保</li> <li>• 次世代の交通手段やドローンによる物流拠点の整備、安定した物資輸送体制の構築</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 省エネ家電への買替え、電気・ガス・灯油・水の節約</li> <li>• 家電製品購入時の省エネ製品の選択</li> <li>• 環境家計簿を活用した CO<sub>2</sub>削減</li> <li>• 消費型から循環型へのライフスタイルの転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境負荷の少ない商品やサービスの積極的な選択、日常生活における環境行動の習慣化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 太陽光発電、電気自動車、蓄電池を活用できる家庭環境の整備</li> <li>• 災害時の停電や電力供給が乏しい時に耐えられる備蓄品の準備</li> <li>• ハザードマップの確認</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 太陽光発電施設設置時の町のガイドライン、国・県・町の規制等の遵守</li> <li>• 設備の新設、更新時の省エネ型製品の導入</li> <li>• 太陽光発電等の自然エネルギーの利用や廃熱利用を含めたエネルギーの効率的な使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業活動に必要な電力における地域の再エネ電力の優先的な調達・地産地消の推進、環境価値の高い商品・サービス・技術の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再エネ電力や蓄電システムの導入並びに、災害時における非常用電力や物流機能の地域への提供を通じた事業継続及び地域の防災力向上への貢献</li> <li>• 物資調達の協力に係る町との防災協定の締結</li> </ul>

## 基本目標 2 : 生活・自然環境の整備

地球温暖化対策を進めるためには、人々の生活を支える社会基盤の整備と、地域の自然資源を守る取組みを両輪として進めることが重要です。また、地球環境の保全に寄与するためには、一人ひとりの生活スタイルやあらゆる事業活動を環境保全の視点から見直す必要があります。

	①交通体系の整備と 環境負荷の少ない移動の促進	②騒音・振動対策の推進、 悪臭発生・大気汚染の防止	③森林資源の保全活動の推進
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の利便性向上と空白地域の解消に向けた取組みの拡充</li> <li>自転車利用の促進</li> <li>役場公用車や自家用車における低公害車の導入の推進</li> <li>職場に近い職員の自転車・徒歩通勤、出張時の公共交通機関の利用</li> <li>職員へのエコドライブ（環境にやさしい運転方法）の意識の徹底</li> <li>自動車や町有施設からの酸性雨の原因となる排出ガスの削減</li> </ul>	<p>（騒音・振動対策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への適切な騒音対策の要請</li> <li>道路の適正な維持、管理</li> <li>街路樹の整備、緩衝帯の設置</li> <li>騒音や振動に対する指導の強化</li> <li>工事における近隣の生活環境に配慮した作業時間の設定や、低騒音型機械の使用等の指導</li> <li>生活騒音についての知識やモラルの啓発（悪臭発生・大気汚染の防止）</li> <li>悪臭を発生する工場・事業場に対する必要な指導</li> <li>家畜排泄物の管理の適正化、利用の促進に関する法律等の適切な運用の推進</li> <li>工場・事業場に対する大気汚染の規制遵守、アスベスト対策、化学物質の適正管理の徹底の指導</li> <li>町有施設の緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山保全活動の実施による、森林の吸収源機能や、水源かん養機能、防災機能の維持・強化</li> <li>森林管理の担い手不足や財源確保の課題に対する町民や事業者、埼玉県中央部森林組合等との連携による森林を多目的に利用・維持する体制の構築</li> <li>森林の病虫獣害防止対策の実施</li> <li>森林環境譲与税の活用</li> <li>森林計画に基づく各種届出制度の適切な運用</li> <li>山林火災を予防する防火帯の維持管理の推進</li> <li>事業者の工場・事業場の緑化への取組みの促進</li> <li>都市公園における在来植生に配慮した植栽等の整備</li> <li>町有施設における屋上緑化や壁面緑化</li> <li>CO<sub>2</sub>吸収源につながる農地保全の推進</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車や徒歩、低公害車、公共交通、デマンド型交通の積極的な利用</li> <li>自家用車の適正な整備、運転時におけるエコドライブの心がけ</li> <li>新車の購入時における低公害車の検討</li> </ul>	<p>（騒音・振動対策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車両の適切な管理、騒音や振動の抑制</li> <li>気候に応じた適切なタイヤ交換</li> </ul> <p>（悪臭発生・大気汚染の防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ペットの臭いなどの管理</li> <li>不適切な野外焼却・野焼きの防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林を身近な資源として守る意識の向上、植樹・間伐・里山利用などの保全活動への主体的な参加</li> <li>庭の緑化、その適正な管理</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動における低公害車の導入</li> <li>物流や営業の効率化、配達回数等の抑制</li> <li>従業員や顧客の公共交通利用の推奨</li> <li>ドライバーへのエコドライブの意識の徹底</li> </ul>	<p>（騒音・振動対策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音型、低振動型機械の積極的な導入</li> <li>営業活動による騒音の防止</li> <li>近隣の生活環境に配慮した作業時間の設定と防音壁の設置</li> <li>車両の適正な管理、騒音や振動の抑制</li> <li>自家用車通勤の抑制、騒音や振動の低減</li> </ul> <p>（悪臭発生・大気汚染の防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令や条例による悪臭の規制値の遵守と悪臭の改善</li> <li>畜舎などの適正な管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の伐採木材の活用、森林資源を活かした製品・サービスや環境活動を通じた森林保全</li> <li>緑化活動への積極的な参加</li> <li>開発時における森林を残すような配慮、開発地域における積極的な植林</li> <li>森林の保全のためのごみの持ち帰りの徹底</li> <li>工場・事業場内、接道部分、歩道の緑化</li> </ul>

	④水質保全と環境に配慮した 水域整備の推進	⑤自然と動物に配慮した暮らしの推進	⑥地域の景観資源に配慮したまちづくり
町	<p>(工場・事業場排水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県との共同による水質汚濁の原因となる排水を出す工場・事業場への必要な規制、指導の実施</li> <li>規制対象外施設に対する汚濁物質の流出削減の指導の実施</li> <li>家畜糞尿の適正処理の指導</li> <li>環境保全型農業の奨励</li> <li>河川や地下水の水質の汚濁負荷を軽減させるための指導の実施</li> </ul> <p>(生活排水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の普及促進</li> <li>合併処理浄化槽の適正な維持管理のPR</li> </ul> <p>(土壌・地下水の保全と監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な土砂の積りや汚染された土砂を搬入させないための環境パトロールの強化</li> <li>水使用量の節減</li> <li>農薬使用量の低減</li> </ul> <p>(環境に配慮した河川・水路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>魚類、鳥類等の生息環境の改善、周辺の地域環境にふさわしい整備の推進</li> </ul>	<p>(動植物の生息環境の保全と創造及び管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な動植物の捕獲、採取防止に係る啓発</li> <li>生態調査等の継続的なモニタリングの実施</li> <li>外来種に関する情報の把握、外来種の分布拡大防止のための啓発、駆除の実施</li> <li>有害鳥獣による被害の調査、適切な管理の実施、ジビエ活用の検討</li> </ul> <p>(ペット飼養マナーの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飼い犬の登録・狂犬病予防注射の普及啓発</li> <li>糞の持ち帰り等の飼養マナーの指導、啓発活動の推進</li> </ul>	<p>(快適な景観資源の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然景観を大切にするための啓発</li> <li>良好な町並景観の保全、調和の取れた新たな町並景観の創出</li> <li>田舎風景の保全</li> </ul> <p>(地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の所有者、管理者等の活動の支援</li> <li>伝統芸能、地域文化を継承する保存団体の活動の支援</li> <li>地域の伝統文化に関する学習の機会の確保</li> <li>地域に密着した史跡や建造物に対する保護の啓発</li> </ul> <p>(空き家・空き地の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理が不十分な空き地・空き家の把握、適切な管理</li> <li>埼玉県北部地域空き家バンク制度の活用</li> </ul>
町民	<p>(生活排水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道への加入、合併処理浄化槽への転換・設置</li> <li>排水への調理くず・廃食油の流出防止</li> <li>環境にやさしい洗剤の使用</li> <li>浄化槽、放流先の適正な管理</li> </ul> <p>(土壌・地下水の保全と監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地内の雨水の地下浸透</li> <li>薬剤の過度な使用の防止</li> </ul> <p>(環境に配慮した河川・水路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の保全のためのごみの持ち帰り</li> <li>河川等の清掃活動への積極的な参加</li> </ul>	<p>(動植物の生息環境の保全と創造及び管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な動植物など生き物の保護・尊重</li> <li>地域固有の生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種の飼育、栽培、放流の禁止</li> </ul> <p>(ペット飼養マナーの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犬の飼育時における町への登録</li> <li>飼い犬への狂犬病予防注射の実施</li> <li>散歩時におけるリードの装着</li> <li>ペットの糞の持ち帰りの徹底</li> </ul>	<p>(快適な景観資源の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の維持管理</li> <li>ごみの持ち帰り</li> </ul> <p>(地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の祭り、伝統芸能を継承する団体の活動への積極的な参加</li> <li>郷土の文化や歴史の学習活動への参加</li> </ul> <p>(空き家・空き地の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用していない土地における定期的な除草等の実施</li> </ul>
事業者	<p>(工場・事業場排水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令や条例による排水基準値の遵守</li> <li>小規模な飲食店における排水への配慮</li> <li>家畜糞尿の適正な処理</li> <li>環境保全型農業への積極的な取り組み、汚染物質の流出防止</li> </ul> <p>(土壌・地下水の保全と監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な土砂の積りや土壌汚染、地下水の汚染の防止</li> <li>農薬や化学肥料の使用の減少</li> <li>浸透性舗装やブロック等の使用</li> </ul> <p>(環境に配慮した河川・水路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美化運動への積極的な参加、協力</li> <li>事業活動から出る排水の浄化による生き物が住みやすい環境の創出</li> </ul>	<p>(動植物の生息環境の保全と創造及び管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な動植物の捕獲、採取の禁止</li> <li>地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種の販売の自粛</li> <li>有害鳥獣被害の防止に向けた農地の自己防衛</li> </ul>	<p>(快適な景観資源の保存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観を阻害する看板や広告等の設置の抑制</li> <li>建築物の新築、改築時の地域の景観形成への配慮</li> <li>開発時における良好な景観の保全</li> </ul> <p>(地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発時の歴史的、文化的資源の保全</li> <li>歴史的・文化的建造物周辺における施設建設時の景観調和への配慮</li> </ul> <p>(空き家・空き地の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き地・空き家の荒廃防止</li> </ul>

### 基本目標 3 : 循環型社会の形成

限りある資源を有効に循環させ続けることは、地球温暖化対策の観点だけでなく、将来世代に対する責任でもあります。廃棄物の削減やリユース、リサイクルを推進することは、資源の節約と同時に、製造や処理の過程で生じる温室効果ガス排出を抑えることにつながります。さらに、食品廃棄物や木材残材などを地域内で資源として活用すれば、輸送や処理に伴う環境負荷を減らすとともに、地域経済の循環や新たな産業の創出にも寄与します。

	①不法投棄対策・処理困難物の適正処理の徹底	②資源循環の推進
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄や不適正な野外焼却の防止に向けた意識啓発、関係機関との連携、監視体制の強化、処理困難物の受入れ先の公開によるごみの適正処理の推進</li> <li>紙や、プラスチック製品等の使用量削減、公共事業における廃棄物の抑制</li> <li>ダイオキシン類の測定検査の継続的な実施、実態の把握、ダイオキシン類等の発生抑制や有害物質の適正処理の指導</li> <li>P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）について、該当する事業者に対する遵守の推進、啓発</li> <li>収集計画の策定、適切なごみ収集</li> <li>ごみ出しのルールのご指導、ごみ出しマナー向上の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ分別アプリ」の普及による正しい分別の周知・徹底</li> <li>資源回収や食品ロス削減の取組みの拡充、町全体の循環利用を促進する体制の整備</li> <li>生ごみ処理機の購入補助、ごみ減量化活動に対する奨励金制度の推進</li> <li>資源回収団体との連携によるごみの発生抑制の普及啓発</li> <li>小型電子機器の無料回収の実施、ごみの再資源化の普及啓発</li> <li>ごみゼロの日やごみ減量化週間などの機会を活用した、普及啓発の推進</li> <li>町有施設から出る資源ごみのリサイクルの推進</li> <li>グリーン購入の推進</li> <li>リサイクルに出す際の正しい分別方法の周知</li> <li>廃家電の回収の推進、エアコン及び冷蔵庫のフロン回収の指導</li> <li>オゾン層と日常生活の関わりについての意識啓発</li> <li>再資源化商品の積極的な購入</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄や不適正な野外焼却の防止、処理困難物の適正処理による環境負荷低減</li> <li>ごみ排出における日時・方法の遵守</li> <li>不法投棄がされないような適正な土地の管理、不法投棄発見時の町への速やかな通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の購入と使い捨て製品・過剰包装製品の購入抑制</li> <li>分別の徹底、リユース・リサイクル活動、環境保全活動への積極的な参加、日常生活におけるごみ発生抑制の習慣の定着</li> <li>マイバッグの用意</li> <li>生ごみの発生抑制、生ごみ処理機を利用した堆肥化</li> <li>フロンガスを使用したエアコン、冷蔵庫等の廃棄時における家電リサイクル法に基づいた適正処分の遵守</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばいじんや窒素酸化物の排出削減</li> <li>施設、機器の保守点検実施による良好な状態の維持</li> <li>法律の例外規定による焼却時の周辺の生活環境への配慮</li> <li>ダイオキシン類発生の原因となりやすい焼却炉での焼却や野外焼却の防止</li> <li>廃棄物の適正な処理、排出者の責任下での適正な処理</li> <li>対象化学物質の排出・移動時における量の把握、国への届出</li> <li>農業関係者における減農薬栽培等の心かけ</li> <li>地域の収集所への事業系一般ごみ排出時における排出量（1回につき2袋まで）の遵守</li> <li>事業活動から生じた廃棄物の適正な処理、町の不法投棄防止に関する施策への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造・販売過程で発生する廃棄物の原料や部材への再利用、副産物を資源とした循環させる仕組みの構築</li> <li>処理困難物の代替素材利用の推進</li> <li>循環型の製品やサービス提供の拡大</li> <li>再生資源等環境にやさしいものを使用</li> <li>廃棄物の発生抑制</li> <li>産業廃棄物の適正な処理</li> <li>物品調達時における再生素材を利用したものの調達や再利用可能な商品の購入</li> <li>販売店でリサイクルできる容器等の自主的な回収</li> <li>生ごみの多く発生する事業場における生ごみ処理機等による有効活用</li> <li>自動車や家電製品の取扱店におけるカーエアコンや冷蔵庫等からのフロンの回収の徹底</li> <li>業務用冷凍空調機器を製造、設置、維持管理をする事業者における機器からフロンの回収の徹底</li> <li>再利用可能な素材の使用</li> </ul>

## 基本目標 4 : 気候変動の対策

気候変動対策は、将来の被害を防ぐための長期的課題であると同時に、現在の暮らしを守るためにも不可欠です。将来の影響を見据えるだけでなく、すでに顕在化している課題に適応することが求められます。

	①高温・豪雨・干ばつに対する耐性が高い農業の推進	②熱中症対策の推進
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究機関・農協・事業者と連携した、農業技術や農業資材の開発、品種改良の支援、気候変動に対応可能な農業の普及の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クールスポットの拡充、熱中症特別警戒アラートの発信による町民の健康管理の強化</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな品種の試験的な導入、地産地消と気候変動適応型農業への理解と普及への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暑さ対策グッズの利用や水分補給の習慣化、地域での高齢者や子どもの見守り活動の実施</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家と協働した市場ニーズに合った流通網の整備、品種供給に向けた技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の労働環境の改善、冷房・休憩体制の整備、健康教育の実施</li> </ul>

## 基本目標 5 : 環境教育の推進

環境教育は、子どもから大人まで幅広い世代が環境への理解を深め、日常生活や仕事の中で具体的な行動に移す力を育むほか、世代や立場を超えて知識や経験を共有することで、地域全体に協力と相互理解の輪を広げる役割も果たします。知識の普及と行動変容を両立させる環境教育の推進は、町・町民・事業者が連携し、将来にわたり持続可能な地域を築くための土台となります。

	①学校や町有施設での環境教育の機会の増加	②行動変容を目的とするエコツアーや森林再生プロジェクト等の町民参加型イベントの開催	③環境情報の収集・公開・共有の推進
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程や町有施設の講座への環境学習の組み込み、幅広い世代が学べる体験型プログラムの整備</li> <li>環境学習、環境教育の推進</li> <li>環境に関する学習の場の提供、充実化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政主導での地域資源を活かした多様な参加機会の提供、町全体の環境意識向上につながる場の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町の環境に関する定性・定量データの収集・整理・公開、定期的かつ双方向的な情報発信の実施</li> <li>「神川町の環境」の公表</li> <li>環境モラルに関する普及啓発</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域・環境学習や講座への積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントへの参加、自然保全や省エネ活動の生活への取り入れ</li> <li>地域の環境保全活動への積極的な参加</li> <li>地域の環境美化保全活動、環境ボランティア活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開情報の閲覧による日常生活の改善や地域活動の実践への寄与</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場体験や出前授業を通じた、自社の環境活動の紹介、次世代教育への貢献</li> <li>職場における環境に関するセミナーや講演会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの協賛や技術提供の実施</li> <li>環境ボランティア活動への参加機会提供への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の取組みや関連データの町との共有及び連携した発信による地域の環境意識の向上への貢献</li> <li>従業員一人ひとりの環境モラルの遵守</li> </ul>

## 4. 計画の実施及び進捗管理 (P54～)

### 指標一覧、進行管理

本計画にて掲げる指標は以下のとおりです。毎年度、各指標の達成状況を確認することで、本計画の着実な推進を図ります。

表 2 本計画における指標一覧

施策の分野	指標	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)
エネルギー	部門・分野別 CO <sub>2</sub> 排出量の合計 [千 t-CO <sub>2</sub> ]	179	119
	電気使用量 [MWh/年]	85,710	70,200
	再エネ発電電力量 [MWh/年]	40,303	166,679
	再エネの導入設備容量 [kW]	29,827	138,885
	太陽光発電設備 (10kW 未満) の導入件数 [件]	369	480
	町域の電気使用量に占める FIT・FIP 導入の割合 [%]	50	60
	EV 充電スタンド数 [件]	3	8
交通・移動	町営バスおよびデマンドバスの乗客者数 [人]	1,100	3,000
	低公害庁用車の導入数 [台]	24	30
大気汚染	大気汚染物質 SPM (浮遊粒子状物質) の環境基準達成状況	達成	現状維持
	大気汚染物質 NO <sub>2</sub> (二酸化窒素) の環境基準達成状況	達成	現状維持
	大気中のダイオキシン濃度の環境基準達成状況 (0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下)	全地点で達成	現状維持
	光化学オキシダントの環境基準達成状況	未達成	達成
森林資源	年間素材生産量 (木材) [m <sup>3</sup> ]	2,213	6,000
	森林ボランティア育成事業参加人数 [人]	40	50
	森林活用交流事業の開催数 [回]	3	5
水資源	河川の水質 BOD の環境基準達成状況	9 地点中 8 地点で達成	9 地点すべてで達成
	河川の水質 SS の環境基準達成状況	9 地点すべてで達成	現状維持
動物	アライグマの年間駆除数 [頭]	62	65
	狂犬病予防接種率 [%]	77.5	83.5
ごみの廃棄	ごみの総排出量 [t]	3,950	3,400
	一人一日あたりのごみ排出量 [g/人日]	834	785
	最終処分量 [t]	126	105
	環境苦情等のうち不法投棄の件数 [件]	1	0
循環資源	資源化量 [t]	695	628
	リサイクル率 [%]	17.6	18.0
	集団資源回収と古紙リサイクルステーション回収の合計量 [t]	173	149
健康	クーリングシェルターおよびクールスポットの合計設置数 [施設]	18	22
教育機関 行動変容 情報発信	神流川クリーン作戦の参加人数 [人]	280	335
	多目的交流施設等での環境関連イベント開催数 [回]	4	5
	杉戸町との上下交流事業の参加人数 [人]	40	80
	森林ボランティア育成事業の開催数 [回]	3	4
	森林ボランティア育成事業への参加人数 [人]	40	50
	神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー参画企業数 [社]	4	14

## 推進、進捗管理

本計画に基づき、本町における地球温暖化対策を体系的・計画的に実施・推進していくためには、関係部署間の連携・調整が不可欠です。総合的かつ計画的な推進を図るため、各部署等の地球温暖化対策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報共有、分野横断的な取組みや連携企画の立案を行うなど、全庁的な取組みを推進します。

計画の推進にあたっては、計画を着実に実施し、その費用対効果や継続的改善を図るため、マネジメントの基本的なサイクルである、「PDCA サイクル」にしたがって進捗管理を行います。

**神川町環境基本計画  
(概要版)**

令和8年3月発行

神川町 防災環境課 環境担当

〒367-0292 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 番地

電話番号：0495-77-2124 ファックス：0495-77-3915